○農林水産省告示第八百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年五月二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　岡山県高梁市川上町高山字池ノ迫五一の八、五一の一一

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第八百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年五月二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岡山県津山市田熊字僧ノ谷九六の一、一〇八、一三八、一三九、一四五、字矢谷一三五、一三六、一三七の一、一三七の二、一四七、一四九、一五〇、字矢谷平一七八

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字僧ノ谷一三八

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岡山県庁及び津山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年五月二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岡山県苫田郡鏡野町富西谷字大阿そふ三八九の二、三八九の六、三八九の七、字小阿そふ三九〇の二、字かもり三九一の七、字舟木谷一五九六の二、字塔滝一七〇六の二から一七〇六の四まで、一七〇六の七、字小桜の下一七一八の二、一七一八の四、字井手の谷二〇七三の二、字ふぐるみ谷二一五六の二、二一五六の三、二一五六の七、字立尾大津二五一五の二、字大津東平二五二〇の二、字津のふ谷二五六三の二、真庭市粟谷字大平一三七五の一、一三七五の五、一三七五の一三から一三七五の一六まで、字五郎兵衛山一三七八の三から一三七八の八まで、字切リ渡シ一三七九の三、一三七九の四、字カラカ谷一三八二の一、一三八二の二、字倉ケ谷一三八一の一、一三八一の五、田羽根字白根五九一の六二から五九一の六七まで、五九一の六九、五九一の七一から五九一の七四まで、五九一の七九、五九一の八二から五九一の八八まで、五九一の九六から五九一の九八まで、五九一の一〇一、五九一の一〇二、五九一の一〇四から五九一の一〇九まで、五九一の一二四、五九一の一三八から五九一の一四三まで、五九一の一四七から五九一の一五九まで、黒杭字イヌバタ五六七の二、五六七の八、五六七の一八、五六七の二一、五六七の三五から五六七の四二まで、五六七の五二、藤森字栃ノ木谷三三八の一、三三八の三、字石峪三三九の一、三三九の四、字ケヤキ谷三四〇の一、三四〇の五、字朴ノ木谷口三四一の一、三四一の四、字朴ノ木谷三五八の一、三五八の六から三五八の九まで、三五八の一三、三五八の一七、字ショウブガ谷三六七の一、三六七の七、三六七の八、三六七の一四、字下林ケ谷三八一の一、三八一の八、三八一の一七、野原字峪ノ頭四三二の二、四三四の二、字赤峪四三三の一、字カケサコ四三五の一、四三七の二、字掛峪五九八の二、五九九の一、六〇〇の一、六〇七の一、美作市下山字岩立八八二、八三の一、字荒神ノ元八一、字大平八四の一、八六の一、八七、津山市加茂町物見字上村奥三〇四の二四、三〇四の二五

㈡　保安林として指定された目的　水源のかん養

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字大平八四の一・八六の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岡山県美作市奥字石生谷一一三の二、一一三の四、字奥谷四二九、字蔭谷八〇九の一、字本谷長里谷八四四の五、八四四の六、字小谷九四〇の二、字下ノ山一二八一の一、字大坂八五六の一、八五八、字大礫八五九、北字中瓜サコ五七三の三、五七三の六、五七三の七、字山神本一一一七、字明円畑一一二一の一、一一二一の二から一一二一の四まで、字ミノフ迯一一二九の一、一一二九の二、一一二九の四、一一二九の五、字ココウ畑一一五二の一、字一ノ尻一一五三の一、一一五四、一一五五の一から一一五五の三まで、一一六〇、一一六二、一一六三の一、一一六三の三、一一六三の四、一一六三の六、一一六四の一、一一六四の三、一一六四の五、一一六四の六、一一六四の九、一一六五、一一六七、一一六九、一一七一、一一七四から一一七七まで、一一八〇、一一八二、一一八六、一一八七の一、一一八八、一一八九の一、一一八九の三、一一九〇、一一九一の一、一一九二の一、一一九三、一一九四、一一九六の一、一一九六の二、一一九七、字ツバキ一一九八の一、一一九八の二、一一九九、一二〇〇の一、一二〇〇の二、一二〇一、一二六一、一二六二、一二六三の一から一二六三の三まで、一二六三の五、字椿小谷一二六四から一二六六まで、一二六七、一二七二、字小滝一二八五、一二八六、字小滝ノ上一二八九、字屺道下東一一五七、一一五八の一、一一五八の二、一一五九の一、一一五九の二

㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁並びに関係市役所及び鏡野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年五月二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　大分県佐伯市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

佐伯市（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。）